国民保護のお知らせ

~室蘭市国民保護計画を作成しました~

国民保護とは

外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。万が一、こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な方針に基づき、国や都道府県、市町村などが連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を実施します。室蘭市は、国民保護法の規定に基づき、平成19年2月に室蘭市国民保護計画を作成しました。

2 計画の対象とする事態





3 計画の目的

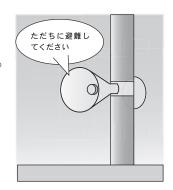
この計画は、国民保護法の規定に基づき、各事項を定め、武力攻撃事態等において、 国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、市内において国をはじめとする関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進することを目的としています。

警報が発令されたら

住民の安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域 には、市から消防サイレン、広報車などで警報の内容をお知らせします。 武力攻撃等の危険をお知らせする警報のサイレン音を、事前に確認 しておいてください。サイレン音は、国民保護ポータルサイトにて聴 くことができます。

国民保護に係る警報のサイレン音へのアドレス

http://www.kokuminhogo.go.jp/arekore/shudan.html#siren



警報が発令された場合に皆さんが直ちにとる行動

① 屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉めましょう。
- ・ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。

② 屋外にいる場合

- ・避難所や地下街など屋内に避難しましょう。
- ・自家用車などを運転している方は、できる 限り道路外の場所に車両を止めて下さい。 やむを得ず道路に置いて避難するときは、



避難の指示が出されたら

市などからの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所施設への避難、市町 村や都道府県の区域を越えた遠方への避難などが考えられます。みなさんの安全を守る ため、状況に応じて適切な指示が出されます。指示に従って落ち着いて行動しましょう。

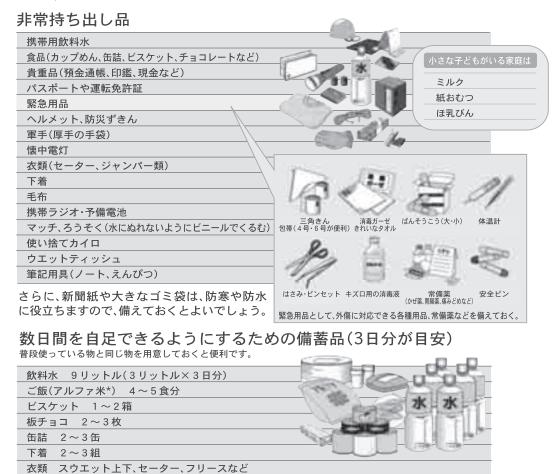
【自宅から避難所へ避難する場合の注意事項】

- ① ガスの元栓を締め、コンセントを抜いてお きましょう。
- ② 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子な どを着用し、非常持ち出し品(右側上段の 「非常持ち出し品の準備」を参考にしてくだ さい)を持参しましょう。
- ③ 運転免許証などの身分を証明できるものを 携行しましょう。
- ④ 家の戸締りをしましょう。
- ⑤ 近所の人に声をかけましょう。
- ⑥ 避難の経路や手段などについて、市などか らの指示に従い適切に避難しましょう。



非常持ち出し品の準備

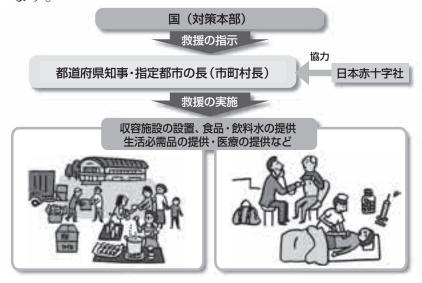
地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち 出す非常持ち出し品や備蓄品が、武力攻撃等が発生し避難をしなければならない場合に おいても大いに役立ちます。下の非常持ち出し品を目安に、ご家庭の備えをもう一度見 直しましょう。



*アルファ米…一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できる。

5 救援

市は、道などの関係機関の協力を得て、収容施設の設置、食料・飲料水の提供などの救援活動を行います。



6 武力攻撃災害への対処

市は、国や道などと協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、 必要な措置を行います。

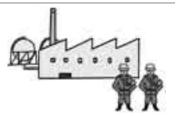
生活関連等施設(ダム、 鉄道施設など)の安 全の確保、立入制限 などを行います。



警戒区域の設定を行います。区域内への立入制限及び禁止、退去命令を行います。



危険物などの取扱所 での製造等の禁止・ 制限などを行います。



消火、救急及び救助 の活動を行います。



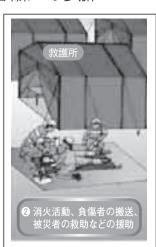
7 住民の皆さんにご協力いただきたいこと

阪神・淡路大震災では、大規模災害時の初動対応における自主防災組織やボランティアの役割の重要性が指摘されました。こうした自主的な防災活動は、国民保護においても、住民の避難や被災者の救助などの際に十分活かされるものです。

このような協力は、住民の皆さんの自発的な意思に委ねられるものです。自主防災組織やボランティアなどによるご協力には、次のものがあります。

- ① 住民の避難や被災者の救援の援助
- ② 消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助
- ③ 保健衛生の確保に関する措置の援助
- ④ 避難に関する訓練への参加









お問い合わせ先

室蘭市総務部総務課(防災安全)

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

〈電 話> 0143-25-2244

< FAX > 0143-25-2503

<室蘭市の国民保護についてのホームページ>

http://www.city.muroran.hokkaido.jp/main/org3250/kokuminhogo3.html

国民保護の詳細は、

国民保護ポータルサイト http://www.kokuminhogo.go.ip/

